

様式第 7 号（第 10 条関係）

排水設備設置義務免除（免除継続）不許可通知書

年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった下水道法第 10 条第 1 項ただし書の規定による排水設備設置義務の免除（免除継続）について、下記の理由により許可することができないので通知します。

記

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市上下水道事業管理者を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。